

Q1. 基金に加入した時の加入員・受給者のメリットは？

A

個人の負担はまったく変わりなく、次の上乘せ給付が終身にわたり受けられます。

- ・ 1ヶ月でも加入されれば必ず年金につながります。（国は25年以上の加入要件）
- ・ 年金額が必ず有利になります。（代行する国の額に事業主の負担してくれる上乘せ）
- ・ 加入員期間が長いほど年金がより有利になります。（加算型の採用）
- ・ 失業給付や高年齢雇用継続給付金の受給中でも基金から満額支給されます。

（国は全額停止）

詳しくは「基金の年金・一時金」をご参照ください。

基金の「福祉施設」のご利用や「福祉事業」にご参加いただけます。

- ・ 福祉施設（会館・スポーツセンター）のご利用
- ・ 野球大会、テニス大会の開催
- ・ ライフプランセミナーの開催
- ・ 長寿祝金の支給
- ・ 契約保養施設の補助金支給
- ・ 観劇会の開催
- ・ 同友会への入会（任意） 等

詳しくは「福祉施設事業」をご参照ください。